

沖縄市立図書館協議会規則

(平成 24 年 4 月 9 日教委規則第 9 号)

沖縄市立図書館協議会規則(昭和 59 年教委規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市立図書館設置条例（昭和 58 年条例第 32 号）第 5 条の規定に基づき、沖縄市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、沖縄市立図書館において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。